秦野市立ほりかわ幼稚園の公私連携 幼保連携型認定こども園化に係る募集要項



令和4年12月 秦野市教育委員会

# 目 次

1	市立ほ	きりた	かわ	幼	稚	遠	0	現	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	公私連	携织	力保	連	携	型	認	定	ک	ど	ŧ	嵐	の	概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3	土地•	建物	勿等	(A)	条	件	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
4	施設整	備	の主	体		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
5	諸条件	(O)	尊守	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
6	応募資	格		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
7	欠格事	項		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
8	主なス	ケミ	ジュ	<u> </u>	ル	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
9	選定の	手約	売・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
10	連携協	定の	の締	結	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
11	整備・	運	営に	係	る	補	助	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
12	引継ぎ	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
13	応募手	続		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
14	失格事	項		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
15	【別紙	:1 -	- 1	]	配	置	図	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
16	【別紙	:1 -	- 2	]	平	面	図	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
17	【別紙	<b>2</b>	遠	運	営	等	に	係	る	諸	条	件	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
18	【別紙	3]	募	集	開	始	か	ら	開	慰	ま	で	の	ス	ケ	ジ	ユ	_	ル	•	•	•	•	•	•	•	•	19
19	【別紙	4	運	営	法	人	選	定	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
20	【別紙	5 J	運	営	法	人	選	定	基	準	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
21	【別紙	66	秦	野	市	<u>1</u>	ほ	り	か	わ	幼	稚	亰	D-	公	私	連	携	幼	保	連	携	型	認	定	ک	ど	•
			ŧ	園	化	に	係	る	協	定	(茅	₹)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
22	【別紙	7	整	孫備	•	運	営	に	係	る	補	助	の	概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
23	【別紙	:8 <b>]</b>	弓	絲	ぎ	概	要	•	•	•		•	•	•		•		•		•								33

# 募集要項

秦野市では、少子化や保育ニーズの高まりなど、幼児教育・保育の無償化を背景として、公立幼稚園の園児数が減少する中、幼児教育上必要な集団性の確保及び高まる保育ニーズに対応するため、令和3年3月に策定した「秦野市幼児教育・保育環境整備計画」に基づき、市立ほりかわ幼稚園の建物、敷地等を活用し、公私連携幼保連携型認定こども園\*に移行させるため、同園を運営する法人を募集します。

※ 公私連携幼保連携型認定こども園とは、就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第2項に規定する.協 定に基づき、運営法人が市町村から必要な設備の貸付、譲渡その他の協力 を得て、市町村との連携の下に教育及び保育等を行うため、同条第1項に 規定する指定を受けた幼保連携型認定こども園をいう。

この募集要項での「公私連携」とは、土地の廉価での貸付や建物の無償譲渡などを受け、本市と協力・連携のもとに、秦野の幼児教育の歴史を踏まえ、法人の持つ経験や知識を生かした教育・保育を行うことをいう。

- 1 市立ほりかわ幼稚園の現況 (配置図及び平面図:別紙1-1及び1-2)
- (1) 所 在 地 秦野市堀川109-2
- (2) 土地面積 3,201㎡ (園庭を含む。)
- (3) 建 物 R C 造 2 階建 昭和 5 7 年 3 月 (築 4 0 年) 延べ床面積 9 5 0 ㎡
- (4) 園 庭 1,596 m<sup>2</sup>
- (5) 施設内容
  - ア 居 室保育室6、遊戯室1
  - イその他

職員室1、会議室1、保健室1、教材室6、更衣室1、湯沸し室1、 便所6、倉庫3、灯油庫1

ウ 付帯設備

館内放送設備、空調設備、遊具(滑り台、ジャングルジム、鉄棒、ブランコ、シーソー、太鼓橋)、砂場、ストックハウス、うさぎ小屋

- エ 供給処理施設の状況
  - (ア) ガ ス 都市ガス

- (イ) 上水道 秦野市市営水道受水槽(有効容量12 m³) 及び高架水槽(有効容量5 m³)
- (ウ) 下水道 秦野市公共下水道
- (6) 用途地域、地区等

ア 都市計画区域 市街化区域

イ 用途地域 第1種中高層住居専用地域

(建ペい率 60%、容積率 200%)

ウ 景観地区 景観法に基づくふるさと秦野生活美観計画対象区域

工 防火指定 準防火地域

オ 屋外広告物 第2種地域・第4種地域

(7) 学級数・園児数(令和4年5月1日現在)

区分	4歳	5 歳	合計		
学級数	1 学級	1学級	2 学級		
園児数	22人	22人	44人		

### 2 公私連携幼保連携型認定こども園の概要

(1) 開園日

令和7年4月1日

(2) 開園時間

1日11時間(午前7時から午後6時まで)を原則とし、運営法人が定める。

(3) 休園日

日曜日、祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を原則とし、運営法人が定める。

(4) 対象児童

0~5歳を対象とする認定こども園とし、1号認定子ども(幼稚園部分) には3年保育を実施する。

(5) 定員

次に示す人数を下限として設定する。

ア 1号認定(幼稚園部分 3~5歳児) 60人

イ 2・3号認定(保育所部分 0~5歳児) 50人

#### (参考値)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
教育				20	20	20	60
保育	3	8	9	10	10	10	50
合計	3	8	9	30	30	30	110

#### (6) 在園児に対する配慮

移行に当たっては、令和6年度にほりかわ幼稚園に在園している4歳 児について、引き続き在園希望がある場合には、通園できるようにする。

また、1号認定子どもの入園に当たっては、兄弟姉妹が在園している場合、並びに園小中一貫教育の観点から堀川小学校区の幼児を優先的に入園できるよう配慮する。

#### 3 土地・建物等の条件

#### (1) 土地

令和7年4月1日から存続期間15年の事業用定期借地権\*による有償貸付とする。土地の賃貸料については、「秦野市普通財産の貸付け及び売渡しの事務処理に関する規程」(以下「規程」という。)に基づき貸し付けるものとし、貸付価格は、固定資産税及び都市計画税相当額とする。

15年の契約満了後、適正な園運営が行われていたと認められる場合は、特段の事情がない限り、再度の契約を締結することができる。

なお、法人から申し出があった場合には、15年の認定こども園の運営 を条件として、有償譲渡契約時の不動産鑑定評価に基づく価格により、譲 渡することができる。

※事業用定期借地権とは:専ら事業の用に供する建物(居住用を除く)の所有を 目的に存続期間を10年以上50年未満とする地上権又は土地の賃借権をいう。

【参考】令和4年度固定資産評価額から算出した貸付価格(参考年額)

※貸付価格については、その年の固定資産評価額により変動する。

・固定資産税相当額 約1,700,000円

都市計画税相当額 約300,000円

合 計 約2,000,000円

# (2) 建物

令和6年4月1日に現状有姿で無償譲渡する。なお、建物の無償譲渡に当たっては、地方自治法第237条第2項の規定により市議会の議決を要する。

#### (3) 物品

土地並びに建物の契約締結時点で残置している物品については、協議の うえ、認定こども園運営のための備品として活用できる。

#### 4 施設整備の主体

開園に当たって必要な施設整備については、令和6年度中に運営法人が 行うものとする。

(1) 保育室

定員に応じた基準を満たすよう、必要な増改築を行う。

(2) 給食施設

全ての園児に対し給食が提供できるよう、必要な施設整備を行う。

(3) 駐車場

送迎による近隣地域への渋滞等の影響に配慮し、十分な停車スペースを 確保するとともに、車いす使用者用駐車区画を設ける。

(4) その他

開園に当たって、運営法人は施設整備計画を作成し、それに沿って上記 (1)~(3)以外の施設について、必要に応じて整備する。

#### 5 諸条件の遵守

「園運営等に係る諸条件」(別紙2)に示す条件を遵守する。

#### 6 応募資格

応募できる法人は、社会福祉法人又は学校法人とする。また、法人格取得 予定の団体も応募可能とするが、施設整備に着手するまでの間に法人格の取 得ができない場合は、運営法人に選定された場合であっても、選定結果を無 効とする。

#### 7 欠格事項

次の各号のいずれかに該当するときは、選定又は指定を受けることができない。

- (1) 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準(平成17年4月1日施行)に基づく停止措置の期間中であるとき。なお、停止措置の期間中とは、プロポーザル参加申出書の提出期限から契約締結日までの間をいう。
- (2) 納付すべき国税又は地方税を滞納しているとき(法人の役員も同様とする。)。なお、市税の納税状況について、秦野市による関係公簿の調査に同意する。
- (3) 法人の役員が、秦野市暴力団排除条例(平成23年秦野市条例第18号) に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関 係を有すると認められるとき。
- (4) 破産、民事再生、その他これらに準ずる手続の開始申立てがなされているとき。
- (5) 応募法人又はその役員が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその 他の契約に当たり、前各号の規定に該当する者であると知りながらそれら の契約を締結したと認められるとき。
- (6) 「園運営等に係る諸条件」(別紙2)の「3 基本原則」に違反する行 為を行ったことがある、あるいはその疑いがあるとき。
- (7) 施設整備に着手するまでの間に法人格の取得ができないとき。
- (8) 令和7年4月1日の開園ができないとき。

#### 8 主なスケジュール

「募集開始から開園までのスケジュール」(別紙3)のとおり

#### 9 選定の手続

(1) 選定方法

「公募型プロポーザル方式」により、本市の第三者機関である秦野市教育・保育施設運営法人選定委員会(以下「選定委員会」という。)による選定審査結果を踏まえて、市が選定を行う。

### (2) 選定審査

応募者からの提案書に基づき、第1次審査(書類審査)及び第2次審査(プレゼンテーション及び面接)による総合的な評価を行い、運営法人を選定する。

また、選定審査に当たり、必要があるときは、現地確認を行う。

なお、選定方法及び基準は、「運営法人選定方法」(別紙4)及び「運営法人選定基準」(別紙5)のとおりとする。

#### 10 連携協定の締結

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第2項の規定に基づき、本市と運営法人との間において、教育・保育の内容等に関する連携協定(秦野市立ほりかわ幼稚園の公私連携幼保連携型認定こども園化に係る協定(案)は別紙6)を締結する。

協定の期間は15年とし、期間満了後については、適切な園運営が行われていたと認められる場合は、特段の事情がない限り、再度協定を締結する。

なお、再度協定を締結する際は、その内容の見直し等について、協議する。

#### 11 整備・運営に係る補助等

「整備・運営に係る補助の概要」(別紙7)のとおり

- (1) 施設整備に係る補助金 国の補助制度を活用し、本市の予算の範囲内で交付する。
- (2) 運営費等に係る給付費等
  - ア 施設型給付費(公定価格から保護者が支払う保育料を差し引いた額)を給付する。
  - イ 秦野市保育所等支援事業補助金を交付する。

#### 12 引継ぎ

引継ぎの実施に当たっては「引継ぎ概要」(別紙8)のとおりとし、そのスケジュールについては、本市と運営法人との間で協議する。

#### 13 応募手続

(1) 募集要項等の配付

本年12月22日(木)から、秦野市役所ホームページに募集要項及び 応募書類等を掲載するため、ダウンロードして利用する。

躯体や設備などに関する図面は、教育総務課窓口にて、貸与する。

※貸与された資料は、厳重に管理し、本市に許可なく複製してはならない。

また、資料の紛失や破損等の事故があった場合には、直ちに本市に連絡するとともに、借用した者の責任において、現状復旧を行うこと。 なお、資料の貸与期間は、応募書類の提出期限までとし、貸与期間終 了後は速やかに返却するものとする。

#### 【募集要項及び応募書類等掲載場所】

#### https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1671672150372/index.html

#### (2) 現地見学会(事前申込制)

ほりかわ幼稚園において、次の日程で2回開催する。

この見学会への参加は、応募資格の要件ではないが、応募する法人は極力いずれかの現地見学会に参加する。

なお、いずれの日程も都合がつかない場合で、見学を希望する法人は教 育総務課に相談すること。

#### ア 第1回現地見学会

- (ア) 日 時 令和5年1月6日(金) 午前10時から
- (イ) 事前申込 令和5年1月4日(水) 午後5時まで

#### イ 第2回現地見学会

- (ア) 日 時 令和5年1月19日(木) 午後3時から
- (イ) 事前申込 令和5年1月17日(火) 午後5時まで

#### ウ注意事項

- (ア) 現地見学会参加者は1法人3名以内とする。
- (4) 教育総務課を介さず、個別に訪問することはできない。
- (ウ) 事前申込は現地見学会参加申込書をメールで提出する。
- (エ) 現地見学会参加者は、新型感染症蔓延防止の観点から、マスクの着 用や手指の消毒など必要な感染防止対策に協力すること。

#### (3) 質問の受付

ア この募集要項等に係る質問の受付期間は、本年12月22日(木)から令和5年1月31日(火)午後5時までとする。

- イ 担当課へ電話連絡のうえ、質問書をメール又はファックスで送付する。
- ウ 電話による質問には応じない。
- エ 質問に対する回答は、随時本市ホームページに掲載するものとし、最 終の回答は2月7日(火)までに行う。
- (4) 応募書類の提出
  - ア 応募書類

提出書類一覧(応募書類【様式1】提案書に添付)のとおり

イ 提出部数

正本1部、副本(正本をコピーしたもの) 11部

- ※ A4判縦サイズに統一し、フラットファイル(左2穴)に綴じ、添付書類には、インデックスを付ける。
- ウ 提出方法

提出書類の内容確認をする場合があるため、事前連絡のうえ、持参する。

なお、遠方等の理由により郵送する場合は、事前に相談を要する。

【応募書類提出先】

 $\mp 257 - 8501$ 

秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市教育委員会 教育総務課 教育総務担当 (秦野市教育庁舎2階)

T E L 0 4 6 3 - 8 4 - 2 7 8 3

FAX 0 4 6 3 - 8 3 - 4 6 8 1

E-MAIL k-soumu@city.hadano.kanagawa.jp

工 提出期限

令和5年2月22日(水)午後5時【必着】

- オ その他
  - (ア) 提出された書類は、返却しない。
  - (イ) 応募書類は、非公開とする。
  - (ウ) 審査の過程で、追加資料の提出を求めることがある。
  - (エ) 本事業の参加に要する費用は、全て法人の負担とする。
  - (オ) 応募書類提出期限後の修正又は変更は、一切認めない。

## 14 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、選定の対象から除外する。

- (1) 法人及び法人の代理人並びにそれ以外の関係者が選定審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) この要項に違反し、又は著しく逸脱したとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

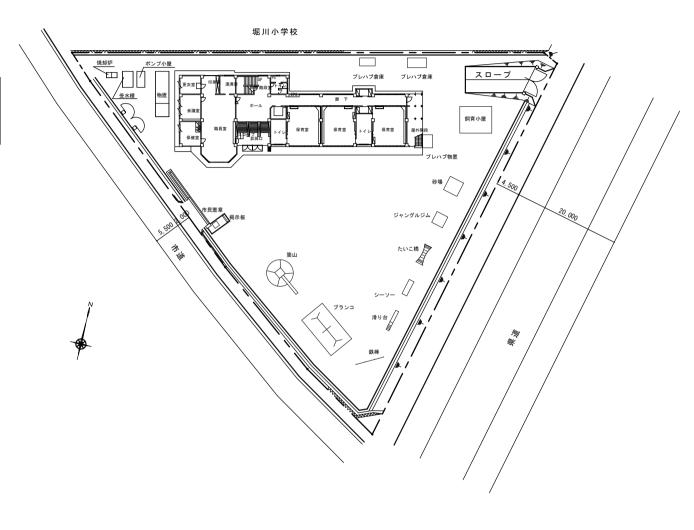
# 秦野市立ほりかわ幼稚園 案内図・配置図概要

配置図 S=1/500



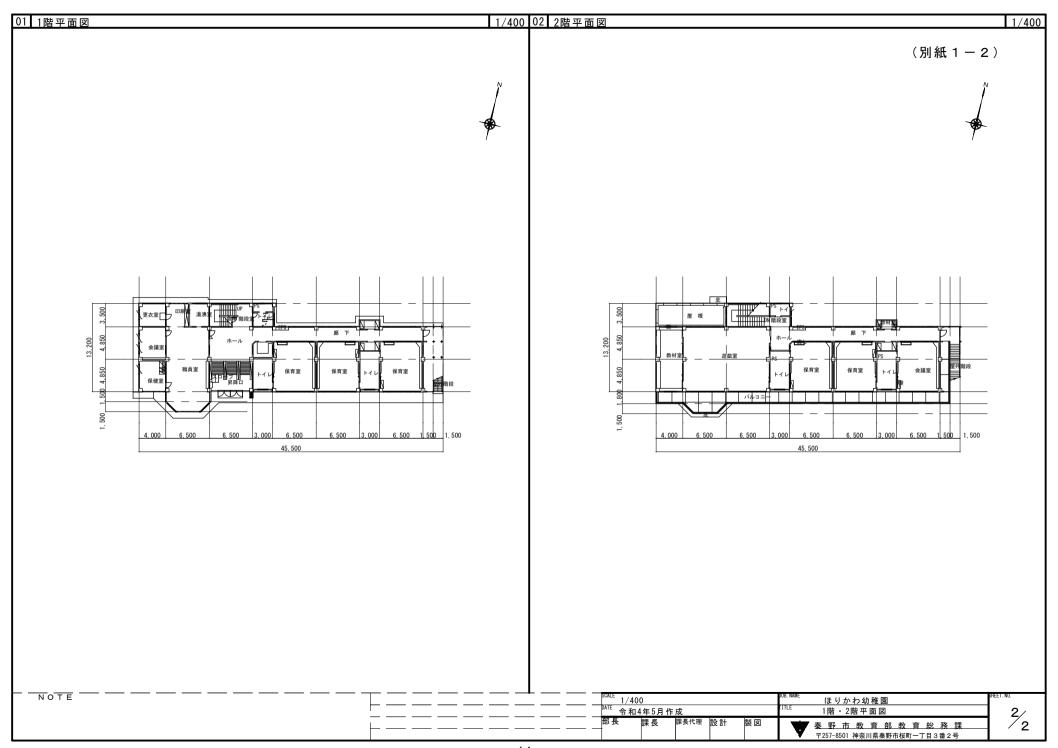
	園舎(昭和57年新築)
7中 饮 云 1丰	503. 80 m <sup>2</sup>
建築面積	
延床面積	1, 000. 85 M <sup>2</sup>
うち、1階面積	503.80 m <sup>2</sup>
うち、2階面積	497 85 <b>m</b> <sup>2</sup>

案内図



NOTE

| SCALE 1/500 | MRE | ほりかわ幼稚園 | MRE | 会和4年5月作成 | TITLE | 案内図・配置図 | MRE | 課長 | 課長代理 | 設計 | 製図 | 東京757-8501 神奈川県泰野市桜町一丁目3番2号



# 園運営等に係る諸条件

- 1 公私連携幼保連携型認定こども園の届出等に関すること
- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (以下「法」という。)第34条第2項の規定により、本市と協定の締結を行 い、同条第1項の規定による法人指定を受けること。
- (2) 法第34条第3項の規定により本市を経由したうえで神奈川県知事に届出を行うこと。
- 2 学級数及び利用定員に関すること
- (1) 0~5歳を対象とし、参考人数を下限とした定員設定とすること。

#### 【参考人数】

ア 1号認定(幼稚園部分 3~5歳児) 60人イ 2・3号認定(保育所部分 0~5歳児) 50人

- (2) 1号認定子ども(幼稚園部分)には、3年保育を実施すること。
- (3) 令和6年度にほりかわ幼稚園に在園中の園児は、引き続き在園希望がある場合には、通園できるようにすること。
- (4) 1号認定子どもの入園に当たっては、堀川小学校区の幼児並びに兄弟姉妹が在園している場合には、優先的に入園できるように配慮すること。

#### 3 基本原則

- (1) 園の運営に当たっては、国籍、信条、社会的身分、障がい等を理由に不当な 取扱いをしないこと。
- (2) 虐待その他心身に有害な影響を与える行為を行わないこと。
- (3) 懲戒について、子どもの福祉のために必要な処置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。
- (4) 本市の条例、規則及び各種関係法令等を遵守すること。

#### 4 法人に関すること

- (1) 事業を実施するために必要な経済的基礎があり、財務内容が適切であること。
- (2) 事業計画及び資金計画が適正であること。
- (3) 法人代表者は、幼児教育・児童福祉に対する理念に基づき、本市の幼児教育及び保育をよく理解し、本市の関連施策にも積極的に協力すること。
- (4) 実務を担当する幹部職員が幼児教育又は社会福祉事業についての知識又は経験を有すること。

#### 5 重点事項

(1) 本市が推進する園小中一貫教育の一翼を担うこども園として、子どもの育ちや学びの連続性を意識した教育・保育を実践するとともに、公私や園種・校種

の枠を超えて、教育・保育の充実に努めること。

- (2) 本市が大切にしているインクルーシブ教育・保育の実現に寄与するため、園内支援体制を整備するとともに、関係機関と連携を図り、合理的配慮のもと、公益性・公共性の高いこども園を目指すこと。
- (3) 保護者をはじめ地域に開かれたこども園を目指し、地域の子育て支援施設として、地域に愛される魅力ある園づくりに取り組むこと。
- 6 園運営業務等に関すること
- (1) 教育・保育計画の作成について

ア 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、指導計画及び教育・保育課程を作成し、実施すること。

イ 本市が実践してきた幼児教育・保育を理解し、運営法人の特色を生かした教育・保育を行うこと。

(2) 行事について

ア ほりかわ幼稚園で実施していた年間行事について、引き続き実施すること を原則として、三者協議会で協議すること。

- イ 保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないこと。 ただし、クリスマス会等一般的な行事まで禁止するものではない。
- (3) 小学校及び中学校との連携 園小中一貫教育を通して、子どもを育んでいくため、小学校及び中学校との 連携を行うこと。
- (4) 地域との連携

ア 地域の一員として、幅広い年代の地域の方々との交流を図ること。

イ 子育て相談や未就園児交流など、法施行規則第2条に規定する子育て支援 事業を適宜実施すること。

ウ 地域の子育てを支援するボランティアやNPO等と連携するなど、地域の 人材や社会資源を生かした教育・保育を行うこと。

(5) 延長保育事業等について

ア 原則11時間の開園時間の後、さらに延長保育事業(午後6時から午後7時まで)の実施に努めること。なお、それ以外の時間は自主事業とする。

イ 通常保育とは別に確保したスペースにおいて、家庭において保育すること が一時的又は断続的に困難となった乳幼児に対し、必要な保育を行う一時預 かり事業(一時保育)の実施に努めること。

ウ 在園する1号認定児を対象とした一時預かり事業(幼稚園型一時預かり保育)を実施すること。

(6) 園バスについて

保護者の利便性を考慮し、必要に応じて園バスの運行を検討すること。 また、園バスの運行に当たっては、内閣府等関係府省が示す「こどものバス 送迎・安全徹底プラン」に基づいた安全管理を徹底すること。

#### (7) 園名称について

ア 「ほりかわ」又は「堀川」の地域名を園名称の一部に取り入れること。 イ 公益性、中立性及び公平性を十分考慮すること。

#### 7 職員の配置等に関すること

### (1) 園長 (施設長)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号)第 12 条に規定する幼保連携型認定こども園の園長の資格を有する専任の正規職員を配置すること。

#### (2) 職員

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を 定める条例(平成26年神奈川県条例第52号)第8条に規定する基準を遵守す るとともに、経験年数や年齢などバランスのとれた職員構成とすること。

(3) その他

副園長又は教頭及び養護教諭等を必要に応じて、配置すること。

#### 8 職員の研修に関すること

- (1) 業務に従事する職員の資質向上を図るため、保育等に関する必要な研修を行うこと。
- (2) 県や市等が実施する保育教諭等を対象とした研修に積極的に参加すること。
- (3) 園長は、職員が研修に参加できる体制づくりに努めること。

#### 9 給食に関すること

- (1) 食物アレルギー対応については、厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に準拠した取扱いを行うこと。
- (2) 離乳食、アレルギー食、除去食等個々に配慮した「食」の提供を行うこと。
- (3) 調理は、園内で行い、全園児に給食を提供すること。
- (4) 献立の提示や展示食を実施するとともに、必要に応じて園児や保護者に対する栄養指導を実施すること。
- (5) 安全な食材を確保していることを周知するため、食材に関する情報提供を適宜行うこと。

#### 10 安全管理に関すること

- (1) 在園時の事故防止のため、園児の心身の状態等を踏まえつつ、法第27条において準用する学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条の学校安全計画の策定等を通じ、職員の共通理解と体制づくりを図るとともに、保護者や地域の関係機関の協力のもとに安全指導を行うこと。
- (2) 法第27条において準用する学校保健安全法第29条の危険等発生時対処要

領に基づき、災害や事故の発生に備えるとともに、外部からの不審者等の侵入 防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を図ること。なお、 園児の精神保健面における対応に留意すること。

#### 11 健康診断に関すること

- (1) 利用児童に対し、入所前健康診断及び、少なくとも年2回の定期健康診断を 実施すること。
- (2) 職員への健康診断は少なくとも年1回実施し、給食調理に携わる者は毎月検 便を行うこと。

#### 12 苦情への対応に関すること

- (1) 保護者又は地域その他関係者等からの教育・保育内容及び子育て支援等に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情の受付窓口の設置その他必要な処置を講じること。
- (2) 秦野市から教育・保育内容及び子育て支援等に関する指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従い必要な改善を行うこと。

#### 13 移行準備に関すること

(1) 引継ぎ

こども園への移行に伴い、円滑な移行を図るとともに、市の教育・保育内容 や指導方法の理解促進を図るため、引継ぎ保育を実施すること。

(2) 三者協議会

こども園への移行に係る諸事項について、保護者等・運営法人・本市の三者 で協議し、円滑な園運営に努めること。

また、移行後においても、より良い教育・保育を実施するため、定期的に協議の場を設けるとともに、新たに取り組むことや変更が生じるときは、必ず協議すること。

(3) 地域及び保護者説明会

移行に向けて、運営法人自らが地域や保護者に対し、適宜、説明会等を実施すること。

(4) 移行に向けた手続

こども園の設置に当たっては、運営法人において、指定申請及び設置の届 出、建築確認等必要な手続きを行うこと。

なお、これらに要する費用は、運営法人が負担すること。

#### 14 移行後の取組への協力等に関すること

(1) 秦野市との連携

移行後は本市の求めに応じ、訪問・検証への協力及び定期的に運営状況等の報告を行うこと。

#### (2) 学校評価等

保護者や地域その他関係者の理解を深め、連携及び協力の推進を図るため、運営状況等に関する自己評価を実施し、結果を公表すること。

#### (3) 保護者組織

これまで、ほりかわ幼稚園で組織され、活動してきた経緯を踏まえ、保護者の意向を確認したうえで、組織の設立を検討し、保護者と連携した体制づくりに努めること。

### 15 保護者に求める費用負担に関すること

保育料については、「秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者・負担 額等を定める条例」に基づき徴収すること。

また、保育料以外の費用徴収(給食費や実費徴収など)を行うに当たっては、事前に保護者の同意を得ること。

### 16 施設の整備に関すること

- (1) 送迎による近隣地域への渋滞等の影響及び徒歩での通園者に危険が及ばないよう安全面に配慮し、保護者が利用できる送迎用駐車スペースを園内や近隣に定員の1割程度の数となるよう確保するとともに、車いす使用者用駐車区画を設け、車両の円滑な進行と迷惑の軽減を促すための対策を講じること。また、駐輪スペースも適宜設けること。
- (2) 運営法人は、園の整備に当たり、近隣への日照・騒音・交通対策等の環境面に配慮することとし、運営法人の責任において誠意を持って対応すること。 特に、ほりかわ幼稚園の登降園時間帯及び堀川小学校の登下校時間帯の園舎 敷地内への工事車両の出入りは、極力控え、出入りがある際には警備員を配置 すること。
- (3) 増改築を要する大規模改修工事等については、秦野市に指名登録している建 設事業者の中から「指名競争入札」により施工業者を決定すること。(本体工事 費等の補助を受けない場合はこの限りでない。)
- (4) 公告等も含め、入札の執行については、運営法人自身で行うこと。
- (5) 入札等において不正等が発覚した場合は、補助金の返還や指定の決定の取消しを行うことがある。
- (6) 補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費となる実施設計、工事の着手について、事前に秦野市と協議すること。
- (7) 施設整備に係る事業認可、建築確認等必要な手続は運営法人が行うこと。なお、これらに要する費用は、運営法人が負担すること。
- (8) 施設整備に当たっては、各種法令等を遵守すること。

#### 17 契約に関すること

契約の締結に必要な公正証書の作成手数料並びに登記に必要な印紙代等の費用

は、全て運営法人の負担とする。

# 18 その他

- (1) 本市は、指定を受けた運営法人にこの募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき、またはその他の事情により、適正な教育・保育事業の実施が困難と認めるときは、選定又は指定を取り消すことができる。
- (2) 公私連携幼保連携型認定こども園の運営について、やむを得ない事情により 事業を廃止しようとするときは、本市と協議する。
- (3) この諸条件に定めのない事項については、本市と協議して定める。

# 募集開始から開園までのスケジュール

日程	内 容					
令和4年12月22日(木)	募集要項の配付					
令和5年 1月6日(金)及び 同月19日(木)	現地見学会(希望する法人のみ実施)					
1月31日 (火) まで	質問の受付					
2月 7日(火)まで	質問の回答					
2月22日 (水)	応募書類の提出期限					
3月20日 (月)	選定委員会による審査(第一次審査:書類審査)					
4月19日 (水)	選定委員会による審査(第二次審査:プレゼンテーション及び面接)					
5月末	運営法人の決定・結果公表					
6月~	協定締結に向けた協議					
6月~7月	保護者説明会 三者協議会の設置					
9月	建物の無償譲渡に関する議案の上程					
1 0月	保護者説明会					
令和6年3月末まで	協定締結					
INTO HOMA C	土地及び建物に関する契約締結					
令和6年4月~令和7年3月	移行準備 (施設整備、引継ぎ保育の実施、補助金交付手続き)					
令和7年 4月 1日(火)	公私連携幼保連携型認定こども園の開園					

# 運営法人選定方法

秦野市教育・保育施設運営法人選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において、第一次審査では、運営法人選定基準(別紙5)に示す各審査項目に係る提案内容の書類審査を行い、第二次審査に進む運営法人を選定する。

第二次審査では、プレゼンテーション及び面接を実施し、各委員の評価点と選定 委員会の協議による総合的な評価により運営法人を選定する。

運営法人の決定は選定委員会の選定結果を踏まえ、最終的に秦野市が行う。

- 1 第一次審査(書類審査)※令和5年3月20日(月)実施 第二次審査への通過要件は、次のとおりとする。
- (1) 応募法人のうち評価点の高い方から5番目までが第二次審査に進むことができる。
- (2) 第二次審査に出席できない場合は、選定対象から除外する。
- 2 第二次審査(プレゼンテーション及び面接)※令和5年4月19日(水)実施 第一次審査での評価点を基本として、第二次審査において、各審査項目を再評 価する(第一次審査の評価点は、第二次審査に引き継がない)。
- (1) プレゼンテーション

ア 時間

10分以内とし、時間超過した際は、説明途中であっても、終了とする。

イ内容

- (ア) 幼児教育・保育に対する理念について
- (4) 目指す園の姿について
- (ウ) 公私連携に対する理解について
- (エ) 幼児教育・保育の質の充実、確保について
- ウ 出席者

3名以内とし、運営法人の理事長、園長予定者、主幹保育教諭予定者及び 会計担当等の法人の代表者として責任を持って対応できる者とする。

エ 方法

園運営のイメージが伝わりやすいよう、パワーポイントなどの使用を可と する。

- (2) 面接
  - ア時間

20分程度

イ 方法

応募書類やプレゼンテーションの内容について、各委員が質問する。

# 運営法人選定基準

# <u>法人番号</u>

審査区分		審査項目	-	一次審查	<b>E</b>		二次審查	<b>E</b>	配点	
	1	応募動機について【様式2-4】	6	3	0	6	3	0		
法	2	幼児教育及び児童福祉に対する理念について【様式2-5】	6	3	0	6	3	0	1	
人の	3	こども園の運営実績について【様式2-1】	2		0	2		0	20	
状	4	インクルーシブ教育・保育について【様式2-7】	2		0	2		0	20	
況	5	既存施設に対する評価について【様式2-6】	2	1	0	2	1	0		
	6	経済的基盤について【様式3】	2	1	0	2	1	0		
遠	1	定員について【様式4-1】	2	1	0	2	1	0		
の	2	職員配置計画について【様式4-3】	4	2	0	4	2	0		
組 織	3	職員の資質向上のための取組みについて【様式4-5】	4	2	0	4	2	0		
-	4	保育室等の配置について【様式4-7】	2	1	0	2	1	0	20	
体	5	駐車場整備について【様式4-7】	2	1	0	2	1	0	20	
制・	6	在園児等への配慮について【様式4-2】	2		0	2		0		
施	7	延長保育事業や一時預かり事業(一時保育)の実施の有無について【様式4-1】	2	1	0	2	1	0		
設	8	休日保育や病児・病後児保育の実施の有無について【様式4-1】	2	1	0	2	1	0		
市	1	園小中一貫教育について【様式5-8】	6	3	0	6	3	0		
の	2	特別な支援が必要な園児への対応について【様式4-3】・【様式4-7】	6	3	0	6	3	0	1	
求 め	3	インクルーシブ教育・保育について【様式5-3】	6	3	0	6	3	0	36	
る	4	魅力ある園づくりについて【様式5-9】	6	3	0	6	3	0	30	
取	5	特色ある教育保育について【様式5-9】	6	3	0	6	3	0		
組		保護者・地域との連携について【様式5-2】・【様式5-7】	6	3	0	6	3	0		
	1	教育・保育課程の内容について【様式5-1】	6	4	0	6	4	0		
園	2	指導計画の作成について【様式5-1】	6	4	0	6	4	0		
の	3	安全対策・危機管理体制について【様式5-5】	4	2	0	4	2	0	24	
運 営		給食の提供について【様式5-4】	2	1	0	2	1	0	24	
呂	5	苦情等への対応について【様式5-6】	2	1	0	2	1	0		
	6	子育て支援活動について【様式5-2】	4	2	0	4	2	0		
_	1	幼児教育・保育に対する理念について				5	3	1		
一 次 審	2	目指す園の姿について				5	3	1	20	
審 査	3	公私連携に対する理解について				5	3	1	20	
<b></b>	4	幼児教育・保育の質の充実、確保について				5	3	1		
計				100			120			

# 秦野市立ほりかわ幼稚園の公私連携幼保連携型認定 こども園化に係る協定(案)

秦野市(以下「甲」という。)と学校法人又は社会福祉法人〇〇〇(以下「乙」という。)は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「認定こども園法」という。)第34条に基づき、設置する公私連携幼保連携型認定こども園(以下「当該認定こども園」という。)について、認定こども園法に定めるもののほか、必要な事項について協定を締結する。

#### 1 名称及び所在地

本協定に基づき設置する当該認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ○○○○○
- (2) 所在地 〒259-1305 秦野市堀川109-2

#### 2 総則

乙は、当該認定こども園の運営に当たっては、各種関係法令等を遵守し、 適正な運営を図るとともに、甲からの指示・指導内容を遵守し、かつ本協定 に基づいた運営を行う。

- (1) 園の運営に当たっては、国籍、信条、社会的身分、障がい等を理由に不当な取扱いをしない。
- (2) 虐待その他心身に有害な影響を与える行為を行わない。
- (3) 懲戒について子どもの福祉のために必要な処置をとる時は、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しない。
- (4) 法人代表者は、幼児教育・児童福祉に対する高い理念を持ち、甲の幼児 教育及び保育をよく理解し、甲の関連施策にも積極的に協力する。

#### 3 重点事項

(1) 乙は、甲が推進する園小中一貫教育の一翼を担い、子どもの育ちや学び の連続性を意識した教育・保育の実践を行うとともに、公私や園種・校種 の枠を超えて、教育・保育の充実に努める。

- (2) 乙は、インクルーシブ教育の実現に寄与するため、園内支援体制を整備するとともに、関係機関と連携を図り、合理的配慮のもと、公益性・公共性の高いこども園を目指す。
- (3) 乙は、保護者をはじめ地域に開かれたこども園を目指し、地域の子育て支援施設として、地域に愛される魅力ある園づくりに取り組む。

#### 4 教育及び保育等に関する基本的事項

(1) 教育・保育計画の作成について

乙は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、指導計画及び教育・保育課程を作成するとともに、甲の幼児教育・保育を踏まえ、乙の特色を生かした教育・保育を行う。

(2) 行事について

ほりかわ幼稚園で実施していた年間行事について、引き続き実施することを原則として、三者協議会で協議する。

なお、保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わない。 ただし、クリスマス会等一般的な行事まで規制するものではない。

(3) 小学校及び中学校との連携について

園小中一貫教育を通して、子どもを育んでいくため、小学校及び中学校との連携を図る。

(4) 地域との連携について

地域の一員としての自覚を持ち、幅広い年代の地域の方々との交流を図る。また、子育て相談や未就園児交流などの子育て支援事業を行う。

さらに、地域の子育てを支援するボランティアやNPO等と連携するなど、地域の人材や社会資源を生かした教育・保育を行う。

(5) 特別な配慮について

移行に当たっては、令和6年度にほりかわ幼稚園に通園中の園児は、引き続き在園希望がある場合には、通園できるようにする。

また、1号認定子どもの入園に当たっては、堀川小学校区の幼児並びに 兄弟姉妹が在園している場合には優先的に入園できるようにする。

- 5 必要な設備等の貸付、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- (1) 土地について

乙が当該認定こども園を運営するに当たり、甲は甲が所有する土地を令和7年4月1日から存続期間15年の事業用定期借地権として乙に貸付けるものとし、その土地の賃貸料は、甲の規程に基づき、固定資産税及び都市計画税相当額(その年の固定資産評価額により変動)とする。

なお、契約満了後、適正な園運営が行われていたと認められるときは、 特段の事情がない限り、再度の契約を締結することができる。

乙が当該認定こども園を運営するに当たり、乙から土地の売買に係る申し出があった場合には、令和7年4月1日から15年の認定こども園の運営を条件として、甲は甲が所有する土地を有償譲渡契約時の不動産鑑定評価に基づく価格により、譲渡することができる。

#### (2) 建物について

乙が当該認定こども園を運営するに当たり、甲は甲が所有する建物を令和6年4月1日から乙に無償譲渡する。

また、開園に必要な施設整備は令和6年度中に乙が行うものとし、施設 整備に係る経費については、乙の負担とする。

なお、乙は施設整備するときには、施設整備の内容及び工期等について、 甲と事前に調整を行うとともに、十分な安全確保対策を講じ、当該園の保 護者や近隣住民等への事前説明を行う。

特に、ほりかわ幼稚園の登降園時間帯及び堀川小学校の登下校時間帯の 園舎敷地内への工事車両の出入りは極力控え、出入りがある際には、警備 員を配置する。

## 6 協定の有効期間

協定の有効期間は、15年とし、期間満了後については、甲が適切な園運営が行われていたと認める場合は、特段の事情がない限り、再度協定を締結する。

なお、再度協定を締結する際は、その内容について協議し、決定する。

#### 7 協定に違反した場合の処置

(1) 甲は、当該認定こども園の運営が円滑、適正に維持されるよう、必要が

あると認めたときは、認定こども園法第34条第7項の規定に基づき、乙に対して、必要と認める事項の報告、聴取及び立入検査を行うことができる。

- (2) 甲は、乙が正当な理由なく本協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、認定こども園法第34条第10項の規定により勧告を行うことができる。
- (3) 甲は、認定こども園法第34条第10項の規定により勧告を受けた乙が、 その勧告に従わないときは、認定こども園法第34条第11項の規定によ り指定を取り消すことができる。
- (4) 乙は、認定こども園法第34条第11項の規定により指定の取り消しの 処分を受けたときは、当該認定こども園について、認定こども園法第17 条第1項の規定による廃止の認可を神奈川県に申請しなければならない。
- (5) 乙は、認定こども園法第17条第1項の規定による廃止の認可の申請をしたときは、その申請の日前1か月以内に教育及び保育等を受けていた者であって、その廃止の日以後においても引き続き当該教育及び保育等に相当する教育及び保育等の提供を希望する者に対し、必要な教育及び保育等が継続的に提供されるよう、他の幼保連携型認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供をしなければならない。

#### 8 その他設置及び運営に関し必要な事項

(1) 保護者からの費用徴収について

保育料については、甲が条例で定める「秦野市特定教育・保育及び特定 地域型保育の利用者・負担額等を定める条例」に基づき、乙が徴収する。 また、保育料以外の費用徴収(実費負担や給食費など)を行うに当たっ ては、事前に保護者の同意を得ること。

(2) 損害賠償について

乙は、本協定の項目を履行しないために甲に損害を与えたとき、又は甲により本協定を解除されたとき、その損害を賠償しなければならない。 また、乙は、第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。

#### 9 疑義の決定について

この協定に疑義が生じたとき又は変更を要するときは、甲乙協議のうえ

定めるものとする。

# 10 裁判管轄について

本協定に関する訴えの管轄裁判所は、甲の事務所の所在地を管轄する横浜地方裁判所小田原支部とする。

# 整備・運営に係る補助の概要

# 施設整備に係る補助金

※「令和4年度保育所等整備交付金交付要綱・認定こども園施設整備交付金交付要綱 (案)」から抜粋

### ◇補助対象経費

- 1 施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。)、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用
- 2 経費の算出に当たっては、教育利用部分と保育利用部分に定員割合などによって按分し、それぞれの定員区分に基づく補助基準額を適用する。

## ◇試算の前提条件

- 1 補助基準額
- (1) 教育利用部分

定員	本体工事費	設計料加算
41~70名	1億6,900万円	845 万円

(2) 保育利用部分

定員	本体工事費	設計料加算	開設準備費加算
41~70名	1億6,900万円	845 万円	180 万円

#### 2 補助額

教育・保育利用それぞれに対象経費と、総事業費から寄附金その他の収入額(学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額を比較して少ない方の額に、それぞれ4分の3を乗じて得た額を合計した額とする。

#### ◇試算額(最大補助額) 2億6,752万4千円

1 教育利用部分 補助基準額:1億7,745万円×3/4=1億3,308万7千円

2 保育利用部分 補助基準額:1億7,925万円×3/4=1億3,443万7千円

# 施設型給付(公定価格)

- ◇試算の前提条件
  - 1 地域区分 6/100
  - 2 利用定員 110人(1号:60人、2号:30人、3号:20人)

年 齢	教育標準時間認定(1号)	保育標準時間認定児童数 (2・3号)
5 歳児	20 人	10 人
4歳児	20 人	10 人
3 歳児	19 人	10 人
満3歳児	1人	
2 歳児		9人
1歳児		8人
乳児		3人

- 3 施設全体の教育・保育従事者数 18人
- 4 各種加算 処遇改善等加算 I は合計 19% (平均勤続年数 11 年以上)、Ⅱ は 適用あり。その他「副園長・教頭設置加算」、「3 歳児配置改善加算」、「チーム保育加配加算」等を適用。
- ◇試算額 約1億2,900万円(利用者負担額(保育料)収入を含む。)
- ※本試算は、内閣府ホームページ内、「子ども・子育て支援新制度における公定価格の試算ソフト(令和4年度版)【認定こども園版(ver. 3. 7. 0)】」による。

# 秦野市保育所等支援事業補助金

- ◇試算の前提条件 令和3年度交付実績(市内民間こども園4園)
- ◇試算額 約150万円~400万円(人員配置状況により大きく異なる。)
- ◇補助金の内容等

補助事業	補助対象の内容
障害児保育費	障害児対応保育士の人件費 (最大3人)
障害児保育費特別加算	障害児6人以上を受け入れる場合の保育士等1人の人件費
延長保育事業費	延長保育事業 (30 分延長で利用者 1 人以上の場合等)
嘱託医助成費	嘱託医人件費
保育体制強化事業	保育支援者の人件費
低年齢児受入対策緊急支援事業	0歳児を定員超過して受け入れるための保育士の人件費
民間保育所健康管理体制強化事業	児童の健康管理を図るための看護師等の人件費
要保護児童保育所受入促進事業	要保護児童と保護者を支援するための非常勤職員の人件費

※補助基準額等は、「秦野市保育所等支援事業補助金交付要綱」を参照。

# 引継ぎ概要

公私連携幼保連携型認定こども園への移行に伴い、円滑な移行を図るとともに、 市の教育・保育内容や指導方法の理解促進を図るため、引継ぎを実施する。

- 1 引継ぎ実施予定時期 令和6年4月から7年3月までの1年間
- 2 対象者

園長予定者並びに4歳児及び5歳児学級を担当する保育教諭予定者が引継ぎ保 育に従事すること。

なお、その認定こども園に従事できない事情が生じたときは、事前にその旨を 市と協議すること。

- 3 引継ぎ内容
- (1) 園長予定者(4月~12月の間は週1回、1月~3月の間は週3回を目安) 地域との交流事業や行事への参加などを通して、小・中学校及び地域との連 携を図るとともに、施設運営全般について、引継ぎを行う。
- (2) 保育教諭予定者(12月は週1回、1月~3月の間は週3回を目安) 日々の保育や行事への参加など、保育補助を行いながら引継ぎを行う。
- 4 引継ぎに係る経費 引継ぎ等に関する経費の負担については、全て運営法人の負担とする。